

三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、骨髄・末梢^{しょう}血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供する者の増加及び骨髄等移植の促進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した者（以下「ドナー」という。）及びドナーを雇用している事業所に対し、三豊市骨髄等移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 骨髄等の提供時に市の区域内に住所を有する者であって、バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けたもの（以下「助成対象ドナー」という。）
- (2) 助成対象ドナー（この告示による助成金の交付の決定を受けた者に限る。）を、当該助成対象ドナーが骨髄等を提供するために最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、引き続き雇用していた市の区域内に事務所を有する事業所（国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資している法人を除く。）（以下「助成対象事業所」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象としない。

- (1) ドナー休暇制度（骨髄等を提供するに当たり必要なバンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別休暇として認める制度をいう。）がある事業所に勤務している者
- (2) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けている者
- (3) 市税に滞納がある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める額とする。

(1) 助成対象ドナー 骨髄等の提供1回につき10万円

(2) 助成対象事業所 助成対象ドナー1人の骨髄等の提供1回につき5万円

2 助成金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象ドナーにあつては骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）に、助成対象事業所にあつては骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 骨髄等の提供時に市の区域内に住所を有することが確認できる書類（助成対象ドナーに限る。）

(2) バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類（助成対象ドナーに限る。）

(3) 助成対象ドナーとの雇用関係を証明できる書類（助成対象事業所に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査して、交付の可否を決定し、申請者に対し、骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成金の交付等)

第6条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、助成金交付の請求をしようとするときは、助成対象ドナーにあつては骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（ドナー用）（様式第4号）を、助成対象事業所にあつては骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（事業所用）（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。